

はままつ循環経済アワード 実施説明書

第1章 応募に係る手続き等

1 提出書類等

No	提供/ 提出	資料内容	備考	提出期限
1	提供	・はままつ循環経済アワード実施要綱		-
2		・はままつ循環経済アワード選考委員会 設置要綱		
3		・はままつ循環経済アワード応募用紙 (第1号様式)①～③	評価基準を含む	
4		・市税の納付又は納入状況照会に関する 同意書(第2号様式)		
5	提出	・はままつ循環経済アワード応募用紙 (第1号様式)①～③		令和8年 10月16日(金)
6		・市税の納付又は納入状況照会に関する 同意書(第2号様式)	浜松市内に本社、支店、 営業所を置く者のみ。	
7		・履歴事項全部証明書又はそれに類似す る事業者の登記事項を証明するもの	法人格を有する者のみ。 写し可。	
8		・会社・団体パンフレット ・その他補足書類	No.8はいずれも任意	
9	提供	・結果通知書(別添1)		令和8年 12月中を予定

2 スケジュール

本表彰におけるスケジュールは次のとおりとする。

応募期限：令和8年10月16日(金)

現地確認：令和8年10月～11月(別途通知)

選考委員会：令和8年12月

結果通知：令和8年12月中

表彰式：令和9年1月末(予定)(別途通知)

3 応募書類

(1) 応募書類

ア 応募用紙(第1号様式)①～③

イ 市税の納付又は納入状況照会に関する同意書(第2号様式)

※浜松市内に本社、支店、営業所を置く者のみ。

ウ 履歴事項全部証明書又はそれに類似する事業者の登記事項を証明するもの

※法人格を有する者のみ。写し可。

エ 会社・団体パンフレット、その他補足書類(任意)

(2) 提出期限 令和8年10月16日(金)

(3) 提出方法 原本またはEメール ※ただし、イのみ原本を持参または郵送。

4 提出先

〒432-8023 浜松市中央区鴨江 3 丁目 1-10

浜松市環境部 一般廃棄物対策課 資源循環推進グループ あて

E-mail : ippai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

※件名は「はままつ循環経済アワードの応募について」としてください。

5 無効となる応募内容

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。

- (1) はままつ循環経済アワード実施要綱第 3 条及び第 4 条に該当しないもの。
- (2) 虚偽の記載をした応募。
- (3) 現地確認を拒否した応募。

6 応募内容等の取扱い

- (1) 応募書類の作成及び提出等に係る費用は応募者の負担とする。
- (2) 提出された応募書類は、本表彰制度における表彰事業の特定以外の目的では使用しないものとする。
- (3) 応募書類は、公平性、透明性を期すために、「浜松市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、もしくは本市が応募書類の公表が特に必要と判断する場合には、その全部を原則公開又は公表するものとする。例外的に、応募者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより応募者の正当な利益を害する情報がある場合には、本市の判断で非公開とするものとする。なお、公開又は公表する場合の応募書類の使用に関する費用は、無償とする。
- (4) 応募書類は、特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (5) 応募書類の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (6) 応募書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された応募書類を無効とする。
- (7) 応募用紙の提出は、年度中の応募につき 1 事業のみとする。
- (8) 提出された応募書類は返却しないものとする。
- (9) 応募書類に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は応募者が負うものとする。

第2章 審査の手続き及び受賞事業の特定

1 応募書類の審査

応募書類の審査は次のように行う。

【現地確認】

- ア 実施日 令和8年10月～11月（詳細については対象者に別途連絡する。）
- イ 現地確認審査は、応募内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された応募書類のみを使用し、他の資料、機材等は不要とする。
- ウ 現地確認実施後から選考会議開催までの間、選考委員からの事前質問に対する回答作成を応募者に依頼することがある。

【選考会議】

- ア はままつ循環経済アワード選考委員会設置要綱及び評価基準に基づいて、応募内容の評価をし、賞候補の審議及び選考を行う。
- イ 受賞区分は以下のとおりとする。

最優秀賞 (1事業)	特に優秀であると評価された事業
優秀賞 (上限3事業)	優秀であると評価された事業
奨励賞 (該当がある場合のみ) (最大3事業程度)	将来性や可能性が認められる事業

※選考委員の評価平均を算出し、基準点以上の取り組みを対象に選考を行う。

- ウ 応募者は選考会議への出席は不要とする。
- エ 応募者には令和8年12月中に結果通知書を送付する。

2 表彰式

受賞が決定した場合、事業を実施する会員は表彰式に出席するものとする。
(詳細については対象者に別途連絡する)

第3章 その他

- ・受賞事業の内容は浜松市HP等で公開するものとする。(公開内容は別途連絡する)
- ・手続において使用する言語は日本語とする。

【担当部署・問い合わせ先】

〒432-8023 浜松市中央区鴨江3丁目1-10
浜松市環境部一般廃棄物対策課
電話：053-453-6192 FAX：050-3737-2282
メールアドレス：ippai@city.hamamatsu.shizuoka.jp
担当：石野 中村